

今後の検討の方向性について

1 エリアを限定した伝達の対象となる情報

- 基本的には、住民に周知をした上で、「避難勧告等」を対象とするべきではないか。
- エリアを限定して情報伝達を行うのは、夜間・早朝の場合に限るか。昼間については、幅広く周知を図るため全域に伝達するか、もしくは苦情を避けるためエリアを限定して伝達するか。

2 情報伝達範囲

- (1)細分化しすぎるとオペレーションの難易度が上がり、誤操作や伝達の遅れ等を引き起こすおそれがあること、(2)土砂災害の発生リスクは面的な広がりを持ち、局地的な豪雨であっても時間とともにリスクのある場所は変化することを踏まえ、例えば以下のような方法が考えられるか。

- ① 政令市においては、政令市の区単位
- ② 合併市町村においては、旧市町村単位
- ③ それ以外の市町村においては、支所の単位（支所がない場合は中学校区など）

※①～③について、可能である場合は、中学校区

3 情報伝達内容

- 避難勧告等については「対象エリア」のみを示し、対象エリア内の人が予め定めた避難行動をとるトリガーとし、「屋内安全確保」や「避難場所」を含む避難行動については平時における住民とのリスクコミュニケーションにおいて周知しておくことが基本ではないか。

4 情報伝達手段

- エリアを限定した情報伝達手段として、情報の確実な伝達、操作の迅速性、使用しやすい操作性、想定されるリスク、整備・維持費用の観点から、どの手段が望ましいのか。

- ① 市町村防災行政無線（同報系）
- ② IP告知システム
- ③ 登録制メール

※①～③について、比較表は資料4のとおり

- 災害前兆現象の通報を行う際に、住民に理解を得た上で、防災部局が混乱せず効果的に情報収集できる観点から、どのように双方向のシステムを構築するか。

5 情報伝達体制の整備

- 情報伝達機器のメンテナンスや情報伝達機器の操作が行える職員の緊急参集体制など、情報伝達を確実にいき、実効性を高めるための体制整備について、更なる強化を図るにあたり留意すべきことはないか。
- 避難勧告等の発令権限を区や支所に移譲している場合は、区や支所の体制整備について更なる強化が必要か。

6 平時における住民とのリスクコミュニケーション

- 土砂法に基づき、土砂災害警戒区域が存在する市町村は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路を住民に周知するため、ハザードマップの配布等を行うこととなるが、上記3を踏まえ、以下についても進めるべきではないか。
 - ・ 住民自らがPULL型の情報を収集すべきことについて周知する。
 - ・ 避難行動について以下のことを周知する。
 - (1) 立退き避難について
 - ① 基本的には、土砂災害警戒区域外にある指定避難場所へ避難すること
 - ② ①が困難な場合には、谷筋から離れた建物や土砂災害警戒区域内であっても堅牢な建物へ避難すること
 - (2) 屋内安全確保について
 - ① 土砂災害が想定される区域にある戸建住宅に居住していて、避難勧告が発令された時点で既に大雨となっていて立退き避難が困難だと判断される場合は、谷側の二階に屋内避難すること
 - ② 土砂災害が想定される区域にあるマンション等の堅牢な建物に居住している場合は、土砂が到達するおそれのない上階に避難すること
 - ・ 訓練を実施する。